39　法附則第十五条第三十八項に規定する港湾施設の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、港湾法第二条第五項に規定する港湾施設の用に供する家屋及び償却資産のうち、輸入されるばら積みの貨物の荷さばきを行うための家屋及び固定的な償却資産で次に掲げるもの以外のものとする。

一　事務所の用に供する家屋及び償却資産

二　宿舎の用に供する家屋及び償却資産

三　休憩施設の用に供する家屋及び償却資産

附則第十二条第二十三項、第二十九項及び第三十六項中「三十万円以上である」を「五十万円を超える」に改める。

附則第十二条の二を削る。

附則第二十二条を次のように改める。

第二十二条　削除

附則第二十三条第一項中「附則第十一条第七項及び第三十二項、附則第十一条の二第二項第二号並びに前条第二項」を「附則第十一条第二十五項及び第二十六項並びに附則第十一条の二第二項第二号」に改める。

附則第二十七条の二の見出し中「延長」を「延長等」に改め、同条第一項中「附則第四十四条の二第一項」の下に「（同条第二項の規定により適用される場合を含む。）」を加え、「又は第三十五条の二第一項」を「第三十四条の三第一項、第三十五条第一項」に改め、「第十一条の六第一項」の下に「（同条第二項の規定により適用される場合を含む。）」を加え、「第三十六条」を「第三十五条第一項」に改め、同条第五項の規定により適用される場合を含む。）」に、「又は第三十五条の二第一項」を「第三十四条の三第一項、第三十五条第一項」に改め、「第十一条の六第一項」の下に「（同条第二項の規定により適用される場合を含む。）」を加え、「第三十六条」を「第三十五条第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法附則第四十四条の二第二項に規定する政令で定める日は、同項に規定する旧家屋（以下この項において「旧家屋」という。）を同条第二項の被相続人がその取得（建設を含む。以下この項において同じ。）をした日とする。ただし、当該旧家屋が当該被相続人に係る次の各号に掲げる家屋に該当するものである場合には、当該各号に定める日とする。

一　交換により取得した家屋で所得税法第五十八条第一項の規定の適用を受けたもの　当該交換により譲渡をした家屋の取得をした日

二　昭和四十七年十二月三十一日以前に所得税法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第八号）による改正前の所得税法第六十条第一項各号に該当する贈与、相続、遺贈又は譲渡により取得した家屋　当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人、当該遺贈に係る遺贈者又は当該譲渡をした者が当該家屋の取得をした日

三　昭和四十八年一月一日以後に所得税法第六十条第一項各号に該当する贈与、相続、遺贈又は譲渡により取得した家屋　当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人、当該遺贈に係る遺贈者又は当該譲渡をした者が当該家屋の取得をした日

附則第二十七条の二に次の一項を加える。

4　法附則第四十四条の二第五項に規定する政令で定める日は、同項に規定する旧家屋（以下この項において「旧家屋」という。）を同条第五項の被相続人がその取得（建設を含む。以下この項において同じ。）をした日とする。ただし、当該旧家屋が当該被相続人に係る次の各号に掲げる家屋に該当するものである場合には、当該各号に定める日とする。

一　交換により取得した家屋で所得税法第五十八条第一項の規定の適用を受けたもの　当該交換により譲渡をした家屋の取得をした日

二　昭和四十七年十二月三十一日以前に所得税法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第八号）による改正前の所得税法第六十条第一項各号に該当する贈与、相続、遺贈又は譲渡により取得した家屋　当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人、当該遺贈に係る遺贈者又は当該譲渡をした者が当該家屋の取得をした日

三　昭和四十八年一月一日以後に所得税法第六十条第一項各号に該当する贈与、相続、遺贈又は譲渡により取得した家屋　当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人、当該遺贈に係る遺贈者又は当該譲渡をした者が当該家屋の取得をした日

附則第三十三条第十八項中「災害救助法」の下に「（昭和二十二年法律第百十八号）」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第五十六条の十四及び第五十六条の八十四の改正規定並びに附則第三条の二第一項、第三条の二の二第一項、第四条の五、第十条第四項及び第二十七条の二の改正規定並びに次条及び附則第五条の規定　平成二十六年一月一日

二　附則第十一条に一項を加える改正規定　港湾法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日

（還付加算金の割合の特例に関する経過措置）

第二条　この政令による改正後の地方税法施行令（次条及び附則第四条において「新令」という。）附則第三条の二第一項の規定は、還付加算金のうち平成二十六年一月一日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

（固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）

第三条　新令附則第十一条第二項第一号の規定は、この政令の施行の日（以下この条及び次条において「施行日」という。）以後に新設され、又は増設される同号に規定する倉庫に対して課すべき平成二十六年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、施行日前に新設され、又は増設されたこの政令による改正前の地方税法施行令（次項及び第四項において「旧令」という。）附則第十一条第二項第一号に規定する倉庫に対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

2　新令附則第十一条第三項第三号の規定は、施行日以後に新設され、又は増設される同号に掲げる機械設備に対して課すべき平成二十六年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に新設され、又は増設された旧令附則第十一条第三項第三号に掲げる機械設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3　新令附則第十一条第三項第六号の規定は、施行日以後に新設され、又は増設される同号に掲げる機械設備に対して課すべき平成二十六年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4　新令附則第十一条第十一項の規定は、施行日以後に新たに取得される同項に規定する設備に対して課すべき平成二十六年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に新たに取得された旧令附則第十一条第十四項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5　新令附則第十二条第二十三項の規定は、施行日以後に地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三号）第一条の規定による改正後の地方税法（次項及び第七項において「新法」という。）附則第十五条の九第一項に規定する耐震改修に係る契約が締結される場合について適用し、施行日前に地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三号）第一条の規定による改正前の地方税法（次項及び第七項において「旧法」という。）附則第十五条の九第一項に規定する耐震改修に係る契約が締結された場合については、なお従前の例による。

6　新令附則第十二条第二十九項の規定は、施行日以後に新法附則第十五条の九第四項に規定する居住安全改修工事に係る契約が締結される場合について適用し、施行日前に旧法附則第十五条の九第四項に規定する居住安全改修工事に係る契約が締結された場合については、なお従前の例による。

7　新令附則第十二条第三十六項の規定は、施行日以後に新法附則第十五条の九第九項に規定する熱損失防止改修工事に係る契約が締結される場合について適用し、施行日前に旧法附則第十五条の九第九項に規定する熱損失防止改修工事に係る契約が締結された場合については、なお従前の例による。